

三菱UFJ 年金情報

Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

《目 次》

《退職給付と企業分析》	
分解表示に関する考察	P1
《公的年金制度の動向》	
デフレ経済下のマクロ経済スライド	P5
《海外年金の動向》	
FTSE100 社の退職給付制度の財務にあたる影響	P9
《平成 22 年度の退職給付の状況 その 2》	
制度の状況及び財政状態、企業業績の平均像	P15
《データでみる年金》	
確定拠出年金の実施状況	P21
《数字クイズ その 19》	
世界の環境問題「CO ₂ 排出量」	P24
《アドリブ経済時評》	
勝ち続けることの難しさ	P26

ホームページアドレス : <http://www.tr.mufg.jp/houjin/jutaku/nenkin.html>

**2011年
10月号**



三菱UFJ信託銀行

退職給付と企業分析

～分解表示に関する考察～

《要約》

改正 IAS19 号の特色は費用の分解表示と再測定のノンリサイクリングの 2 つですが、このうち費用の分解表示は、退職給付の経済実態を、①後払い賃金の人件費負担、②後払いのための金融活動に分けたと考えられます。これにより、本業の活動成果がより明確になると期待されます。また付加価値の分配に関しても、人件費とその成果との対応関係は明確化すると考えられます。同時に株主持分に直接影響を与える構造も明示されるため、年金資産運用のマネジメントはより重要になると考えられます。

改正された IAS19 号（以下、IFRS 新基準といいます）では、費用の表示方法が大きく変わります。その IFRS 新基準と日本基準とは大きな差異があるため、今後行なわれる予定のステップ 2 の議論の過程ではその差異の解消に向けて議論が進められると考えられます。その前に IFRS 新基準は何を目指して行なわれたのかを考察してみました。今回は、IFRS 新基準の 2 つの特色のうち、分解表示について考えてみます。

1. 費用の性格毎に分解表示

IFRS 新基準の特色は、①費用の分解表示、②再測定のノンリサイクリングの 2 つであると考えられます。前者は、これまで総額で表示されていた退職給付費用を、勤務費用、純利息、再測定に分けるもので、勤務費用及び純利息は当期利益の算出要素として、再測定はその他の包括利益として計上されることとなります。後者はその他の包括利益に計上された再測定をその後損益計算書に計上しないことを指します。つまり、過年度に発生したその他の包括利益を当期利益に計上することで、利益剰余金に組み替える処理（＝リサイクリング）が行われません。2 つとも極めて大きな変更であるだけに、その処理については賛否両論あると考えられます。IFRS とのコンバージェンスとして行なわれている日本基準の見直しのステップ 2 でも、この点は主要な論点になると思われます。

両者のうち、まず分解表示について考えてみます。従来は、年金資産の運用収益を含め総額を一体として計上する表示方法がとられていましたが、これは、『将来的には運用収益の変動は企業の資金負担につながるため（※）、運用収益を含めた総額を費用として計上するのが妥当である』という発想であると考えられます。これに対して、IFRS 新基準では、『退職給付の経済実態を考えると性格毎に費用の表示を分けるべきであり、このうち年金資産の運用については後払い給付を行うための金融活動として考えるべき』と捉えているように思われます。



(※) 退職給付会計の導入で掛金≠退職給付費用となりました。ただ、年金財政と退職給付会計では債務の算出方法や差損益の償却方法などが異なるだけで、退職給付会計も将来予測されるキャッシュアウト（年金掛金及び退職一時金給付額）を各期に配分するという考えは同じです。

2. 退職給付の経済実態とは

企業会計では費用の計上を活動別に行います。例えば日本基準では損益計算書において、売上高から製造原価を差し引き売上総利益を算出し、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いて営業利益を算出しています。さらに、営業利益から営業外損益を加減して経常利益を算出するなど、活動別に段階的に利益を表示することが行なわれています。この表示方法においては、金融活動から発生する損益は営業外損益として独立して表示され、売上総利益や営業利益という企業本来の生産・販売活動の成果には反映させません。

IFRS では、退職給付の経済実態を、①後払い賃金としての人件費を負担する、②後払い給付のために年金資産運用という金融活動を行う、とみなしていると考えられます。その考えにたてば金融活動の成果を分けて表示することは合理的です。最終的にはIFRSの新基準は、当期損益内で処理するのであれば勤務費用、純利息の表示箇所を特定しないとされましたが、公開草案においては勤務費用を営業費用、純利息を財務費用に表示することを求めています。このことから、IFRSでは営業費用に計上する勤務費用を人件費とみなし、純利息は金融費用とみなしていると考えられます。

退職給付に関して、わざわざ2つの経済活動に分けて考えることに違和感を覚える方は多いかもしれません。ただ、現在の会計では（ファイナンス）リース取引（※）について、「借手が資金調達をして資産を購入するとみなして会計処理を行なう（リース資産を計上して減価償却を行う一方で、リース負債を計上し負債に対応する利息を計上します。結果的に期間中に支払うリース料と会計上の費用は一致しません）」こととしています。ここでも金融活動を別個の活動として処理するわけです。したがって、年金の経済実態を給付支払いと金融活動に分けることが必ずしも不自然であるとは言えません。実際、給付水準や給付内容（年金支給形態等）など報酬としての水準決定と資金準備の体制や方法（年金制度か一時金制度か、あるいは掛金拠出スケジュールや運用方法等）などの制度運営は必ずしも一体として行われているわけではありませんし、制度変更がなくても積立や運用の方針が変更されることは珍しくないからです。こう考えると、金融活動の成果をどのように処理するかという課題（純利息および再測定の表示方法や算出方法など）はあるとしても、分解表示を行なうこと自体は説得力があると思います。

費用を分解して表示することによって、利益あるいは費用がどのような活動を通じてもたらされたかが明確になるというメリットがあります。そのうえで、収益の獲得のために利用した資産、負債などとの対比もできます。実際、企業分析の実務では金融収益が分離されているために、企業活動で獲得した収益と金融活動の成果を分離して評価することができます。例えば、営業利益には金融活動による収益が織り込まれていないため、本業で

の活動成果を判断することが可能です。また、金融資本と金融活動の成果を対比させることも行なわれます。もっとも、唯一退職給付に関しては例外的に営業活動に金融活動の収益が入り込んでいたと言えます。そのため運用収益が大きく落ち込んだ場合、本業の活動成果もそれに伴い落ち込む構造になっています。本来、企業の生産・販売活動の成果は年金資産の運用によって何ら変化するものではないはずです。結局、本業の成果を正確に表示しようとするのであれば、年金資産の収益分を分離して表示することが必要となるはずです。もちろん、運用収益が低迷あるいは好転した場合は、同じ額だけ企業価値に影響を与えることになるため、当然何らかのその影響額は表示しなければなりません。ただし、その表示は金融活動の成果として表示するほうが適切であると考えられます。

(※) リース会計ではリース取引を「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に分けています。ファイナンス・リースは、①リース期間中の中途解約が不能であり、②借手を使用するリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、③使用に伴うコストを実質的に負担する、契約を意味します。これ以外がオペレーティング・リースであり、オペレーティング・リースは支払ったリース料が会計上の費用となります。

3. 付加価値分析と分解表示

金融活動、特に金融収益を分離して表示したほうがよいと考えられる理由がもう1つあります。付加価値の分析で不都合を生じさせないためです。付加価値というのは企業の利益の源泉であるため、企業分析上重要な指標です。同時に付加価値を構成する最大の要素が人件費であるため、従業員に対する労働成果配分、すなわち労働分配率（人件費／付加価値額）なども大きな焦点となります。

付加価値というのは企業の売上げや生産高のうち、他の企業から購入した財や提供を受けたサービスを除いたものです。金融収益は当該企業が新たに創出したものではなく、他の企業等が生み出した所得の再配分ですから付加価値には含めません。なお、会計数値を使って付加価値を計算する方法として、売上や生産高から他の企業から提供された財やサービスを控除する減算法と主要な費目を足していく加算法（人件費＋他人資本利子＋賃借料＋租税公課＋税引き後利益）の2つがあります。

年金資産の運用収益は金融収益であり、上記の付加価値の定義から付加価値には含まれませんが、現状の日本基準では退職給付費用の構成要素として人件費に含まれています。ただし、年金資産の収益は、その水準も変動も付加価値の額に影響を与えることはありません。なぜなら、運用収益が増大すれば人件費が減少して利益が増加し、逆に運用収益が減少すれば人件費が増加し利益が減少するだけで人件費と利益の合計額は常に一定であるからです。ところが、このゼロサム関係によって運用収益の変動が労働分配率に影響を及ぼすことになります。つまり、運用収益が減少すると人件費が増加し、労働分配率が上昇するからです。労働の成果として生み出される付加価値額が変動しないため、労働生産性（付加価値額／従業員数）は変わりませんし、もちろん給付額も変動することはありません。

んが、労働の成果配分は上昇するわけです。要するに、労働の成果配分の比率が労働の成果とは関係ない要因で変動する構造となっているわけです。

IFRS の新基準のように分解表示されると、労働の対価として支払われる人件費と労働成果との関係がより明確になることが想定されます。それは経営サイドにとっても、従業員サイドにとってもより好ましいといえるのではないのでしょうか。

IFRS 新基準では、再測定はその他の包括利益に計上され、株主持分の増減として表示されることとなります。従業員とのゼロサム関係でなく、直接的に株主が運用リスクを負っているということがより鮮明になるわけです。それだけに年金資産運用で適正にリスクを管理し、効率的にリターンを確保することが一層重要になってくるともいえます。

従来、総額で表示してきたことも理論的根拠があるわけですが、基準が改正されたのは時代背景や要請があり、また理論的根拠もあるはずですが。ここでは第三者的な立場から、IFRS 新基準の分解表示に関して理論的背景を考察してみました。今後、日本基準の見直しを進めるにあたっては、IFRS 新基準の目指す方向性を理解したうえで、建設的な議論が行なわれることを望みます。

なお、今回はノンリサイクリングについて検討します。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野

公的年金制度の動向

～デフレ経済下のマクロ経済スライド～

《要約》

「社会保障・税一体改革成案」（以下、成案という）の中で、現行制度の見直しの1つとして「マクロ経済スライドについて世代間の公平性の観点から見直しを検討する」ことが挙げられています。マクロ経済スライドは、平成16年の改正で、将来の高齢化に備えて、被保険者数の減少や平均寿命の伸びに合わせて給付を調整し、制度の持続性を高める目的で導入されました。国際的にも先進的であるとして高い評価を受けています、ただ、未だ発動されず、所得代替率が高まっている状況です。様々な配慮に基づく経過措置で調整が行われず、意図と逆方向に進み、制度も複雑化しています。

海外でも、通常、公的年金の給付には物価や賃金によるスライドがありますが、高齢化により、スウェーデン、ドイツなどが、マクロ経済スライドに似た給付の調整を行っています。日本では、現状はせっかくの有効な制度が生かされておらず、本来の給付水準に戻し（減額）、機能させることが必要でしょう。遅れるほど現役世代の負担は高まり、受給世代にとっても突然、大幅な給付水準低下となれば老後設計を狂わせることとなります。

8月号でご紹介した政府による社会保障・税一体改革成案の中で、現行制度の検討項目として、マクロ経済スライドの発動・見直しが挙がっています。現在、年末に向けて社会保障審議会・年金部会で現行制度の見直し事項について検討されており、その1つの議題として、これまでの年金額の特例水準との差額解消や今後のマクロ経済スライドの在り方について取り上げられる予定です。

本号では、年金額改定の現状とマクロ経済スライドの仕組み・問題点を海外での事例を交えてご紹介します。今後の議論を見守るうえで前提となる知識として活用いただければと思います。

1. 成案での検討内容

成案ではマクロ経済スライドについて下記のように提案しています。

- ・ 世代間の公平等の観点から見直しを検討
- ・ 仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費が縮小
- ・ その後、毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度公費が縮小

新聞報道によると、厚生労働省が公的年金の支給額を減額調整する検討に入るとされています。これは実際に支給されている年金の水準（特例水準）と本来の年金水準との差額

を3年かけて解消することを意味しています。平成23年度は、本来の水準が特例水準を2.5%下回っています。これを解消して、さらにマクロ経済スライドを発動させて給付を削減すると報じられています。

まず、特例水準と本来の水準に差が生じてきた原因を検討します。公的年金額は、新規裁定時には名目手取り賃金変動率（物価、賃金や可処分所得の割合の変化率を組み合わせたもの）によって改定し、68歳以降は原則、物価変動率のみで改定する仕組みとなっています。原則と書いたのは、本来水準でも物価が上昇した場合であって、名目手取り変動率の上昇幅の方が物価の上昇幅より小さいときは、名目手取り賃金変動率で改定され、また、物価が上昇しても名目手取り賃金が下落した場合には年金額が据え置かれるからです。必ずしも物価変動率とすべて連動するわけではありません。

特例水準と本来水準が乖離した原因は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）ことから、本来の水準より高い支払いが行われていることによります。第1表に本来水準と特例水準の乖離の推移をまとめました。この累計での差が▲2.5%となります。これを3年間で解消しようと言うわけです。このようにデフレが続いたことの見通しの狂いと給付の変動を緩和するための様々な条件を付けた結果、複雑な仕組みになっていると言えます。

(第1表) 年金水準(変化率)の推移

(単位: %)

累計での差
▲2.5%

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
前年の物価変動率	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9	▲0.3	0.0	▲0.3	0.3	0.0	1.4	▲1.4	▲0.7
特例水準 (実際の支給)	0.0	0.0	0.0	▲0.9	▲0.3	0.0	▲0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.4
	(物価スライド特例措置)							(*)				↑ ↓
本来水準	▲0.3	▲0.7	▲0.7	▲0.9	▲0.3	0.0	▲0.3	0.0	0.0	0.9	▲1.4	▲0.7

(※) 平成16年改正により、平成17年の物価水準が基準となった

2. マクロ経済スライドとは

賃金や物価の変動をそのまま年金額に反映させるのではなく、被保険者数の減少や平均余命の伸びも年金額に反映させ、財政上の均衡を保つため年金額が自動調整される仕組みをマクロ経済スライドといいます。財政均衡期間にわたり、均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するよう調整期間を定めます。調整期間において、年金額の改定について、このスライドが適用されます。

調整率=公的年金被保険者数の減少率×0.997 (※)

※平均余命(平均受給期間)の伸びを勘案した一定率(0.3%)



平成 16 年改正での試算では、調整率を平均で毎年 0.9%と見込んでいました。例えば、物価が 1.5%上昇した場合、物価スライドであれば、そのまま 1.5%上がりますが、マクロ経済スライドにより 1.5%から 0.9%を引いた 0.6%しか、年金額は上昇しません。物価上昇率が 0.9%未満であれば、物価上昇分の調整が行われて、年金額は上がりません。

平成 16 年の法改正で、給付を平均寿命の延びや現役加入者の人数に変動があると、一定割合を給付減額する仕組みとしましたが、デフレ経済の中で未だ発動されていません。海外の専門家は、この自動調整の仕組みに高い評価を与えていますが、実際に実施されない理由や事情についてはなかなか理解できないようです。

発動されていない理由は、平成 16 年改正の法附則に、「物価スライド特例措置による年金額の基準（いわゆる特例水準）を下回る場合には、本来の改定は行わず、調整率は乗じられない」とあるからです。つまり、本来水準が特例水準を超え、かつ物価が上昇している時にしか発動されないからです。

本来、所得代替率は徐々に 50%に近づける予定でしたが、この措置により、平成 21 年の財政検証で所得代替率は 62.3%（夫のみ就労、妻が専業主婦の場合）となり、平成 16 年改正時の所得代替率 59.3%より逆に上回る結果となってしまいました。

このため過去の物価下落時に引き下げていなかった分を含め本来の水準に戻すとともに、デフレ下でもマクロ経済スライドを発動できるようにすることが検討されているわけです。

3. 海外事例

(1) スウェーデンの事例

スウェーデンの公的年金は、民主党による「新しい年金」の改革案のモデルともいわれ、最低保障年金と所得比例年金から成っています。さらに所得比例年金は、賦課方式部分（保険料の内、16.5%部分）と積み立て方式部分（2.5%部分）に分かれます。賦課方式部分は、平均賃金の上昇率から 1.6%を除いた率で毎年増額されます。少子化の進行や運用悪化により年金財政が悪化した時には、「自動財政均衡メカニズム」が発動され、自動的に給付が調整されます。この仕組みは日本のマクロ経済スライド導入時の参考とされたと言われます。

具体的には、「給付債務」と「ファンドの積立金+将来の保険料資産」を均衡させています。債務側は将来給付額であり、資産側は、現行掛金収入に給付までの平均回収期間（およそ現役の平均年齢から受給者の平均年齢までの期間）を乗じた仮想の金額と実際の積立資産を持つバッファー基金で構成されます。年金のバランスシートで債務超過になるときは、給付調整すなわち年金が減額されます。この結果、債務が減少すれば債務超過は解消することになります。資産が債務を上回っていれば、給付は調整されません。リーマンショックの影響で運用が悪化したため、2008 年末にバランスシート上の債務超過に陥りました。

スウェーデンの場合、日本と違い保険料を上げる前提がなく、少子化が深刻な問題となっていないため、年金財政に関しては給付の調整によって長期的に解決を図っていこうと



しています。少子化が深刻な日本でそのまま適用した場合には、減額が続くことになり、厳しくなりすぎると言われます。

(2) ドイツの事例

ドイツの公的年金は職業（公務員、被用者、自営業者）で分立しており、被用者年金は45年加入でネット所得の約67%と公的年金の割合が高いと言えます。2004年改革で、加入者と受給者の伸びを取り入れた持続可能性要素が導入されました。日本で、「マクロ経済スライド」が導入されたのと同時期です。持続可能性要素は、比率（受給者数／（加入者＋失業者数））の変動分で給付が調整されます。実際には、この比率の4分の1が反映されるという緩和措置があります。日本と異なるのは、受給者数の要素が加わっていることです。

4. 今後の動向

国際的に将来の高齢化への危機感から、年金制度の持続可能性を確保するかが課題となっています。英国のように平均寿命の伸びに合わせて、自動的に支給開始年齢を引き上げることを検討する国もあります。

年金を減額することに関して政治的に配慮することも考えられます。その結果今後も所得代替率が高まるなど世代間の格差が拡大していく恐れもあります。そうなるとうる更なる削減が必要となり、受給世代にとっても大幅な給付額の削減となって戻ってくるかもしれません。こうした事態は老後の生活設計を狂わせることになるため、緩やかな軟着陸が求められます。平成24年以降の法案提出をめざして、社会保障審議会・年金部会での議論などの動きが注目されます。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤

<主な参考資料>

- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・内閣官房 ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/index.html>
- ・年金と経済「諸外国の年金制度」（2010年1月、年金シニアプラン総合研究機構）
- ・日本経済新聞「基礎年金月500～600円減額－物価下落分を3年で調整」
（平成23年9月16日付朝刊）

海外年金の動向

～FTSE100 社の退職給付制度の財務に与える影響～

《要約》

英国のコンサルティング会社 Lane Clark Peacock 社による FTSE100 社の退職給付制度の財務に与える影響に関する調査が公表されました。

当該調査によると、FTSE100 社の IAS19 号ベースの退職給付債務の推計値は約 4,000 億ポンド、IAS19 号改正に伴う純利益の減少額は 30 億ポンドと推計されるようです。一方で、通常の掛金拠出以外に、会社資産を年金基金に譲渡するといった方法による積立を行なう企業や、インフレ・長寿化といったリスクをヘッジする保険商品を購入してリスクを軽減するなど、様々な動きがあるようです。

2011 年 8 月に英国のコンサルティング会社 Lane Clark Peacock 社から、FTSE100 社（ロンドン証券取引所株価指数の対象企業 100 社）を対象とした退職給付に関する調査報告書「Accounting for Pensions 2011」が公表されました。

この調査は FTSE100 社のうち、財務上重要な給付建制度を持たない 17 社を除いた、83 社の 2010 年度財務報告書の開示情報をもとに分析を行なっています。

報告書は、FTSE100 社について、退職給付制度のトレンドや企業会計との関連など、様々な視点から分析しています。公表された財務報告書に基づく調査のため、一定の限界はありますが、英国主要企業の退職給付に関する財務状況や対応方針などを知る上で興味深い内容となっていますのでその概要をご紹介します。

1. 英国における給付建制度の状況

欧米では給付建制度の存在感が低下していることはよく知られていますが、英国年金基金協会（NAPF）によると、2010 年 1 年間で制度を凍結（既存の加入員に対しても将来の年金受給権の発生を停止）した最終給与比例の給付建制度の割合は、7%から 17%へと増加したようです。

FTSE100 社の中で 2010 年に給付建制度を凍結した企業は、Aviva、Barkleys、Compass、他 2 社で、制度凍結による債務減少額はそれぞれ、286 百万ポンド（約 358 億円：£1=125 円で換算、以下同様）、189 百万ポンド（約 236 億円）、15 百万ポンド（約 19 億円）と開示されているとのこと。なお、2011 年には 5 社が、2012 年には 1 社が給付建制度の凍結を予定しているようです。

また、Capita（債務減少額 13 百万ポンド＝約 16 億円）、GKN（債務減少額 68 百万ポンド＝約 85 億円）、Johnson Matthey（影響額開示せず）の 3 社は、制度運営リスクを削減するた

め、最終給与比例制から全期間平均給与比例制へ変更したようです。最終給与比例制の場合は退職時までの昇給が全て反映されるのに対し、全期間平均給与比例制では給付額の再評価がインフレ率のみによって行われるためです。「ベア込みの昇給率>インフレ率」という関係にあるため、「ベア込みの昇給率-インフレ率」分だけ再評価後の給付額が低下する見込みとなり、その結果、債務が減少することになります。

また、それ以外にも、最終給与比例制から全期間平均給与比例制+拠出建制度への移行（Unilever）や年金給与（pensionable pay）への上限の設定（RSA 他2社）を実施したり、年金給与を凍結（Astra Zeneca；437百万ポンド≒546億円の利益発生）を行なっている事例があるようです。さらに、定年年齢（=年金支給開始年齢）の引き上げや支給率を引き下げた上で従業員掛金を増額するような例もあるようです。

現在では珍しい、新入社員にも給付建制度を適用していたBPとImperial Tobaccoの2社も、ついに2010年に給付建制度の閉鎖措置（新入社員へは給付建制度を適用しない）に踏み切ったようです。

2. 給付建制度の積立状況

2010年12月末におけるFTSE100社の積立状況は、年金債務3,980億ポンド（49兆7,500億円）に対して年金資産が3,790億ポンド（47兆3,750億円）で積立不足が196億ポンド（2兆4,500億円）となっています（2010年6月時点の積立不足が510億ポンド=6兆3,750億円よりも改善）。

積立が改善している理由は、運用環境の改善・掛金拠出が主な要因ですが、インフレスライド基準の変更（2010年7月から実施。従来の小売物価指数（Retail Price Index；RPI）から消費者物価指数（Consumer Price Index；CPI）へと変更）も要因の一つです（後述）。

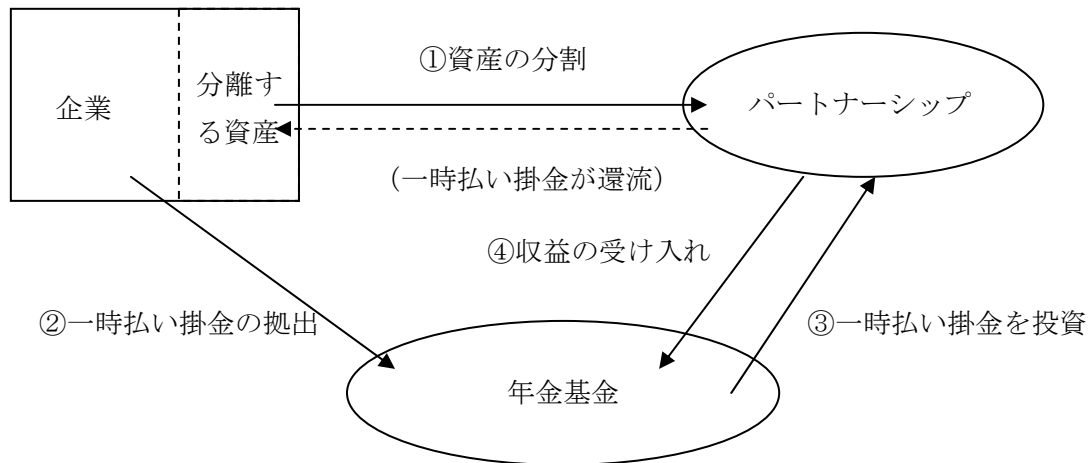
年金制度への掛金は、2010年は170億ポンド（2兆1,250億円）で2009年と比較して若干減少しているようです。拠出した掛金のうち110億ポンド（1兆3,750億円）は積立不足の解消を目的とした掛金（日本の特別掛金に相当する性格の掛金）だったようです。なお、株主への配当以上の掛金を拠出している企業はBAEなど10社に上るそうです。

また、年金制度への掛金拠出とは別に、積立金が不足した場合に給付金支払を会社が保証する（British American Tobaccoなど8社）、企業倒産などに備えて予め第三者に掛金を拠出しておく（万が一の場合は第三者から年金制度へ掛金を拠出。Astra Zenecaなど4社）、会社資産を担保として年金基金の信用供与を行なう（例：British Airは航空機を担保にした294百万ポンド（367億円）の信用状を年金基金に供与）、などの方法で年金基金の支払能力を一定の範囲で保証することも行なわれているようです。

最近では第1図のように、①企業が自社の生産設備などの資産を分離し法的に独立した第三者（パートナーシップ）を設立、②企業は年金基金に一時払い掛金を拠出、③年金基金はその掛金をパートナーシップに投資、④投資した資金の見返りとしてパートナーシップからの収益は年金基金に掛金として払い込む、という仕組みを採用する事例もあるとのこ

とです。なお、企業が倒産した場合は分離された資産が年金基金に移転するような契約形態とし、あらかじめ定められた一定期間経過後にパートナーシップに分離された資産は企業に返還する（ただし、積立不足の解消を確実にものとするため、パートナーシップから年金基金に追加掛金を支払う場合あり）ことも可能とするようです。このパートナーシップを用いる手法は、FTSE100 社の中では 10 社が採用しているとのこと。

(第 1 図) パートナーシップの基本的な仕組



実際の事例では、企業はパートナーシップに設備を売却しリースバックの形態で設備を使用し続けることが多いようです。また、商標使用权などをパートナーシップに売却するケースもあるようです（いずれの場合も一時払いした掛金が企業に還流することに留意）。

この方式を採用する場合、年金基金のメリットとしては「定期的な掛金収入の確保」が考えられるとされています。一方、企業にとっては、ア)一時払い掛金を抛出することによって将来の掛金抛出が不要となる、イ)掛金の分割払い（＝パートナーシップから払われる収益に相当）よりも早期に損金を計上できる（一時払い掛金の抛出時に損金処理）、ウ)不足金の償却期間を実質的に長期化できる可能性がある、エ)剰余金が年金基金に滞留しないようなスキームを構築できる、オ)積立状況が改善できるため年金給付支払保証制度への抛出金の軽減が可能、といったメリットがあるとされています。

しかし、このスキームについて税務上の疑義があるとして、英国歳入庁が調査を開始するとのこと。

3. IAS19号基準の開示による分析

FTSE100 社の開示のページ数は平均 5 ページ、中には 15 ページにもおよぶ例があるようで、日本基準による開示のボリュームをはるかに上回っています。

開示データのうち積立水準をみると、83 社中 11 社が積立超過（制度資産 > 退職給付債務）で、残りの 72 社が積立不足の状態のようです。全体的に積立状況は 2009 年よりも改善しているようですが、83 社中半分程度が積立比率（制度資産 ÷ 退職給付債務）が 90% 未満（2009

年度は対象の3分の2が90%未満)だったとのこと。また、積立不足72社中29社が積立不足額の2倍以上の配当を行っていたようです。

次に、企業の時価総額と退職給付債務の関係ですが、退職給付債務の額は時価総額の49%程度で、57%であった2009年よりも市場環境の改善によって低下しています。ただし、British Airwaysのように退職給付債務が時価総額の6倍以上(2009年は8倍以上)といった例もあるようです。また、全体の積立不足額は時価総額の6%(2009年は7%)ですが、British Telecomの積立不足は時価総額の80%にもなるなど、総じて日本企業よりも退職給付制度の企業財務に与える影響は大きいようです(東証一部上場企業の退職給付債務は2011年8月末現在で時価総額の28%程度)。2010年は2009年の175億ポンド(2兆1,875億円)を上回る170億ポンド(2兆1,250億円)の掛金を拠出し、積立不足の解消に努めているようです。

また、開示で期中に発生した損益の内訳を開示している47社ベースでは、不足額が150億ポンド(1兆8,750億円)減少しており、その内訳は、投資収益による不足金の減少300億ポンド(3兆7,500億円)、発生した受給権(勤務費用)を掛金拠出額が上回ったことによる不足金の減少80億ポンド(1兆円)、退職給付債務の増加(数理上差異・計算基礎の変更)70億ポンド(8,750億円)、利息費用160億ポンド(2兆円)ということです。

最後に、計算の前提に関する開示についてです。

英国や欧州の制度では終身年金のウェイトが高いため、死亡率の見込みが退職給付債務に大きな影響を与えます。調査報告書の対象となっている83社中66社が死亡率に関する見込みを開示しているようで、男子の65歳時点での平均余命は86.8歳(66社平均)ということです。また、セクター別では金融・ヘルスケアが平均よりも長寿の見込みをしているのに対し、テクノロジー・小売は平均よりも短く見込んでいるようです。最も長く見込んでいる企業は90.3歳としているようです。2009年の見込みと比較すると、66社中48社は0.5歳の長寿化した見込みとなっており、3社は逆に短期化した見込みとなっているとのこと。

改正IAS19号では「将来の死亡率の改善を見込む」ことが明記されました。調査対象のうち59社が死亡率の改善(長寿化)を見込んでいることを開示しており、平均で向こう20年間に2.1歳の長寿化を見込んでいるようです(2009年では1.9歳の長寿化を予想)。この結果、2030年時点における65歳時点の平均余命は89.2歳(=87.1歳+2.1歳)と見込んでいることとなります。これは、2009年における見込み88.4歳と比較して0.8歳伸長しており、死亡率の改善(長寿化)をより大きく見込む結果となっているようです。

次に割引率ですが、2010年の決算時点での割引率は調査対象企業の80%が5.4%~5.5%のレンジに集中しているとのこと。なお、日本とは異なり、イギリスの給付建制度にはインフレスライドが義務付けられており、インフレ率を控除したネットの割引率の水準が重要です。ネットの割引率の水準は2%~2.2%程度が多いようです。

イギリスでは2010年7月から、法定のインフレ率(年金基金は法定インフレ率以上の物価スライドが義務)が小売物価指数(Retail Price Index : RPI)から消費者物価指数(Consumer

Price Index : CPI) へと変更されました。年金規約で定められた物価スライドの方法によって影響度合いは差があると思われませんが、過去のデータからはCPIはRPIよりも0.5%~1%程度低いようです。2010年ではRPIベースでのインフレ率の見込みは3.5%が平均とのことですが、最も高い見込みは3.7%、最も低いのは3.1%と0.7%の開きがあります（割引率がほとんど5.4%~5.5%の範囲に集中しているのとは対照的）。なお、Bank of Englandが20年国債から推計したRPIベースのインフレ率は3.8%とのことなので、最も低い見込みをしている企業とのギャップは0.7%となります。

なお、CPIは「RPI-マージン」として推計するのが現在は一般的（RPIに連動する物価連動債と比較してCPIに連動する物価連動債は市場規模が小さいため、マージンを推計する）で、英国政府統計局によると2010年12月時点のマージンは0.6%、2011年3月時点のマージンは0.7%となるようです。

他には、昇給率（英国の制度では給付額にベア込みの昇給が反映される）はインフレに連動すると考えられており、「RPI+0.8%」を見込んでいるのが平均のようです。また、株式の期待収益率は「20年国債+3.3%」の水準が平均値のようです。

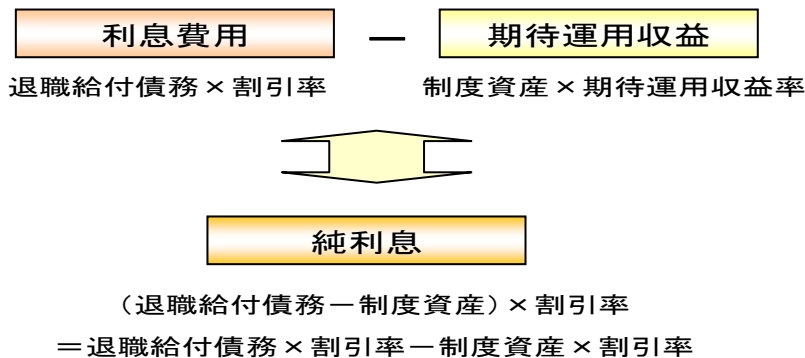
4. IAS19号改正による会計数値への影響

英国の退職給付に関する会計基準FRS17号における会計処理は、改正前のIAS19号において「数理上差異をその他の包括利益で即時認識する（リサイクルなし）」の選択肢として取り込まれていました。したがって、IAS19号の改正によって会計数値が影響を受ける部分は「期待収益の排除」に伴う影響になります。

改正後IAS19号では、期待収益の要素が排除され純利息の概念が導入されました。純利息は「(退職給付債務-制度資産) × 割引率」で算定されます。

現在の「利息費用-期待運用収益」と「純利息」の関係を見てみると、その相違は制度資産の乗ずる率が期待運用収益率（期待収益）か割引率（純利息）かという点であることが判ります（第2図）。

(第2図) 利息費用・期待運用収益と純利息の関係



期待運用収益率は制度資産の構成から中長期的に獲得できると考えられる収益率を反映したものになります。一方、割引率は優良社債の市場利回りを基準に決定されます。通常、

制度資産は株式等にも投資されるため、期待運用収益率は優良社債の市場利回りよりも高い水準に設定されます。したがって、期待運用収益の要素が排除されると、制度資産に乗じて計算されるマイナスの費用が減少し、結果として純利益が減少する結果となります。

FTSE100 社における影響は、約 30 億ポンド (3,750 億円) の減益要因となるようです。減益幅の大きい会社としては、Royal Dutch Shell が 395 百万ポンド (493 億 75 百万円)、BT が 310 百万ポンド (387 億 5 千万円)、BP が 310 百万ポンド (387 億 5 千万円) が挙げられています。一方、Aviva、Rolls-Royce、Serco、の 3 社は僅かですが増益になるようで、増益幅はそれぞれ、40 百万ポンド (50 億円)、15 百万ポンド (18 億 75 百万円)、10 百万ポンド (12 億 5 千万円) だということです。

また、FTSE100 社のうち 7 社が IAS19 号ベースでは遅延認識を行なっているようで、即時認識に伴う負債の増加額は 130 億ポンド (1 兆 6,250 億円) に達する模様です (個別企業の内容は第 1 表参照)。

(第 1 表) 遅延認識廃止に伴う影響 (単位: 百万ポンド、カッコ内は百万円)

企業名	遅延認識 (太字は負債)	即時認識 (太字は負債)	影響額 (太字は負債の増加)
Old Mutual	106 (13,250)	130 (16,250)	24 (3,000)
Man	45 (5,625)	5 (625)	40 (5,000)
BG Group	97 (12,125)	151 (18,875)	54 (6,750)
Lloyds Banking Group	479 (59,875)	480 (60,000)	959 (119,875)
British Airways	285 (35,625)	2,120 (265,000)	2,405 (300,625)
Barclays	87 (10,875)	2,738 (342,250)	2,651 (331,375)
Royal Dutch Shell	5,067 (633,375)	1,655 (206,875)	6,722 (840,250)

今月は、FTSE100 社の財務報告から得られる情報を分析した「LCP Accounting for Pensions 2011」の概要をご紹介します。

英国では「伝統的な給付建制度 (最終給与比例の制度)」が減少しており、制度の閉鎖・凍結が相次ぎ、全期間平均給与比例制 (英国ではこの制度はハイブリッドの範疇に入ります) への移行や拠出建制度への切替も加速しています。英国を代表する FTSE100 社でも同様の傾向が継続しているようですが、制度の閉鎖・凍結を行なった後でも給付建制度の財務インパクトは日本企業と比較して大きいと考えられます。

(参考資料) LCP Accounting for Pensions 2011 by Lane Clark & Peacock LLP

年金コンサルティング部 佐野邦明

平成22年度の退職給付の状況 その2

～制度の状況及び財政状態、企業業績の平均像～

《要約》

東証1部全体の数値を見る限り、平成22年度は活発に制度見直しが行なわれた感はありません。ただ、いくつかの企業では確定拠出年金への全面移行が行われたことが会計数値でみてとれます。その確定拠出年金については1部上場の43%の企業が有価証券報告書提出企業自身または子会社で実施しているという結果がでています。

即時認識の適用開始は遅れる可能性が高くなっていますが、実現した場合の純資産への影響は平成22年度末時点の状況であれば軽微といえます。また、数理計算上の差異の処理を通じて退職給付費用の変動が企業業績に影響を与えることはよく知られていますが、一定期間で処理を行なうため、償却の開始と終了という両方の影響を受け、業績数値に不連続を生じられる可能性があることに注意する必要があります。

先月に引き続き、平成22年度の退職給付の会計数値を基に、検討をします。今月は制度の見直しや確定拠出年金の実施状況、さらには東証1部上場企業の平均値を基にした平成22年度の状況や数値の見方等について考察します。

1. 退職給付債務の増加及び減少の動向

先月号では退職給付債務、年金資産さらには積立比率がいずれもほぼ横ばいとどまっているため、制度変更や前提条件の見直しはそれほど多くは行われなかったと推測しました。もちろん、個別には制度変更等や前提条件の見直しが行なわれていると考えられます。

(第1表) 退職給付債務が前年度比増加及び減少した企業数 (単位: 社、%)

退職給付債務が減少した会社		退職給付債務が増加した会社	
80%超	11	0%超～5%未満	431
50%超～80%未満	13	5%超～10%未満	195
30%超～50%未満	15	10%超	150
20%超～30%未満	28	合計	776
10%超～20%未満	70	その他(注1)	5
5%超～10%未満	130	対象社数合計	1,502
0%超～5%未満	454	減少企業比率	48.2
合計	721	増加企業比率	51.8

(出所) 以下の数値とも日経メディアマーケティング社データを基に三菱UFJ信託銀行作成

大幅な制度の見直しを行った場合には、退職給付債務が著しく増減すると考えられます。そこで東証1部上場企業を対象に、退職給付債務の前年度比増減率の分布状況を調べてみました。ちなみに、退職給付債務が減少した企業の割合は48%、増加した企業の割合は52%と増減の企業数はほぼ拮抗しています。

まず、減少した企業について考えてみます。退職給付債務が大幅に減少する要因としては、確定拠出年金への移行や給付の減額修正、制度廃止などの制度改正、あるいは会社分割などが想定されます。どの程度退職給付債務が増減すれば制度変更したかという数値的な目安は特にありませんが、20~30%以上の退職給付債務の減少があった企業は何らかの制度変更があった可能性がありそうです。ちなみに、平成22年度に50%以上減少した会社は24社ありますが、各社の有価証券の注記をみると3社は制度廃止ないし代行返上によるものです。また、この24社中18社が確定拠出年金を実施しており、うち6社は平成22年度から導入しています。確定拠出年金への移行が全部移行か一部移行かは不明ですが、90%以上減少した企業7社のうち確定拠出年金を実施しているとした5社については、全部移行した可能性が高いと思われます。なお、退職給付会計のデータは有価証券報告書の注記から抽出した連結ベースの数値であるため、提出企業だけでなく子会社データも含まれています。したがって、子会社の退職給付債務あるいは既存年金制度の受給者の退職給付債務が残っている可能性があるため、全面移行でも退職給付債務がゼロになるとは限りません。現に90%超減少している7社で退職給付債務の残高がゼロになった企業はありません。

5%内外の増減については、制度や前提条件ともに大きな見直しはなかったと推測されますが、10%を越す増加では割引率の変更が行なわれた可能性もあります。ちなみに、割引率を引き下げた企業は151社ですが、その151社の退職給付債務の増加率は単純平均で6.8%となっています。割引率の平均引下げ幅は0.42ポイントとなっています。

2. 確定拠出年金の実施状況

確定拠出年金の実施状況については、さらに詳細を検討してみました。有価証券報告書の注記に記載されている「採用している退職給付制度の概要」で確定拠出型もしくは確定拠出年金を実施しているとした企業及び「退職給付費用に関する事項」で確定拠出年金の掛金拠出額の数値が計上されている企業を合計すると648社となります。もっとも、この社数は有価証券報告書提出企業のうち648社が確定拠出年金を実施しているという意味ではなく、提出会社もしくはその連結子会社（海外子会社も含む）で確定拠出年金を実施している企業数を示したものです。つまり、東証1部上場企業（ただし、退職給付会計に関する数値の詳細を公表している企業1502社）のうち43%は上場企業自身またはグループ会社で確定拠出年金制度を実施していることとなります。

これを業種別に集計したものが第2表です。業種別の確定拠出年金の実施状況については、P23の「データでみる年金」でも解説していますが、上場企業の業種区分は特に製造業での分類が細分化されているため、各業界の動向を知るうえでは参考になると思います。製

造業では医薬品、ゴム、輸送用機器で実施比率が高い一方、鉄鋼、非鉄金属、化学など素材型業種は相対的に低くなっています。

金融を除く非製造業では、母集団の小さい業種を除くと電力・ガスの比率が高く、これは厚生労働省の公表結果と一致しています。金融では銀行とそれ以外で実施状況に大きな差異がでています。

また、昨年の有価証券報告書に確定拠出年金を実施している旨の記載がなく、今年度において実施している旨の記載があった企業を今年度新規に実施したとみなして集計した数値も第2表に記載しています。648社のうち262社、40%が新規に実施したとみなされます。なお、確定拠出型の実施状況に関するデータは、あくまで有価証券報告書に記載のあるものを集計したものであり、実際の状況とは異なる可能性があることにご留意ください。

(第2表) 東証1部業種別確定拠出年金実施状況

(単位：社、%)

	社数	DC 実施企業	実施 比率	新規実施企 業		社数	DC 実施企業	実施 比率	新規実施企 業
食品	62	25	40.3%	14	水産農林	5	1	20.0%	0
繊維	36	20	55.6%	8	鉱業	7	2	28.6%	2
紙・パルプ	11	5	45.5%	2	建設	92	36	39.1%	13
化学	114	44	38.6%	16	小売	115	46	40.0%	28
医薬品	31	20	64.5%	4	卸売	131	62	47.3%	24
石油	10	4	40.0%	3	不動産	36	10	27.8%	6
ゴム	11	7	63.6%	2	陸運	31	15	48.4%	6
ガラス・土石	28	11	39.3%	4	海運	9	3	33.3%	3
鉄鋼	34	9	26.5%	2	空運	3	3	100.0%	0
非鉄金属	23	7	30.4%	2	倉庫	19	9	47.4%	2
金属製品	36	10	27.8%	6	情報通信	74	31	41.9%	14
機械	111	49	44.1%	16	電力・ガス	17	11	64.7%	2
電気機器	138	64	46.4%	24	サービス	69	29	42.0%	19
輸送用機器	61	37	60.7%	11	銀行	79	15	19.0%	2
精密機器	25	14	56.0%	5	証券	18	13	72.2%	3
その他製造	42	17	40.5%	9	保険	7	7	100.0%	6
製造業計	773	343	44.4%	128	その他金融	17	12	70.6%	4
					非製造業	729	305	41.8%	134
					全産業	1502	648	43.1%	262

3. 平成22年度末財政状態と退職給付

平成22年度の東証1部上場企業（除く金融）のバランスシート（加重平均）は第1図のとおりとなります。退職給付債務は簿外の債務ですが、総資産（1社平均4329億円）に対し11%となっています。よく退職給付債務の水準は自己資本と比較されることがあります。確かに、退職給付債務は金利によって変動するため、その変動リスクを株主持分と対比することに意味がないわけではありませんが、自己資本と比較するのであれば、より変動リスクの大きい年金資産もしくは退職給付債務と年金資産の差額である積立不足（サープラス）と比較するのが妥当です。なぜなら、金利低下（上昇）で退職給付債務が増加（減少）する場合、年金資産で保有する債券の時価が上昇（下落）し、結局、退職給付債務の増減が一部相殺されることになるからです。この金利変動を相殺する可能性は積立比率が高く

なればなるほど大きく、逆に積立を行わない制度では負債リスクを解消する手段を持たないこととなります。ちなみに、自己資本に対するサープラスの比率は 10.7%ということになります。

(第1図) 東証1部企業の加重平均バランスシートと退職給付の積立状況

現預金	41,815	負債	264,709	退職給付引当金	14,411	前払い年金費用	1,929
		退職給付引当金	14,111	年金資産	29,177	退職給付債務	45,907
前払年金費用	1,929	純資産	157,058	未認識項目	4,248		
総資産	432,929	負債・純資産計	432,929				

もちろん、このサープラス（退職給付債務－年金資産＝未積立退職給付債務）は給付原資の確保という観点からも重要な数値です。給付に対する支払余力をみるには、現預金の残高や営業キャッシュフローの水準（キャッシュフロー計算書で数値把握が可能）との比較で確認することになりますが、東証1部平均では、未積立退職給付債務が167億円、現預金が418億円となっています。現時点ですべての支払いが発生しても賄うことができるため、支払余力には問題ないといえます。なお、個々の企業で見ていく場合は給付スケジュールと資金負担余力を確認することが必要です。といっても、現在は給付のスケジュールが開示されていないため、現預金と未積立退職給付債務の水準が拮抗していても、その逼迫度合いは外部からは判断できません。ただ、昨年3月に公開された退職給付に関する会計基準の適用指針（案）では、翌連結年度に発生すると予想される掛金及び退職給付の支払額を開示することを求めており、そうした情報が開示されれば、支払余力と支払債務の関係をより明確に判断できると考えられます（なお、米国会計基準では1年以内に発生する給付は流動負債に計上するルールになっています）。

また、適用時期は遅れる可能性が高くなっていますが、未認識項目の即時認識が実施された場合の影響も気になるところです。未認識項目（未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務債務及び会計基準変更時差異の未処理額）は1社平均42億円であり、仮に、平成22年度末時点で未認識項目を認識したとすると、純資産は税効果考慮後で25億円（42.28億円×（1－法人税率（40%）））減少することになります。この結果、自己資本比率は36.3%

から 35.5%へ1ポイント弱低下します。社別には影響度合いに差はあると考えられますが、上場企業全体でみるとさほど大きな影響は与えないとみてよいと思います。

4. 年金パフォーマンスと退職給付費用

東証1部上場企業（除く金融）の業績推移は第3表に示したとおりです。2010年の営業利益は215億円と前年度比52%もの大幅な増益となりました。退職給付費用は数理計算上の差異の償却費用の減少で32億円と約5億円（同13%）減少し、営業増益に貢献していますが、平成22年度に関しては仮に退職給付費用が減少しなくても大幅な増益が達成されていたことは言うまでもありません。

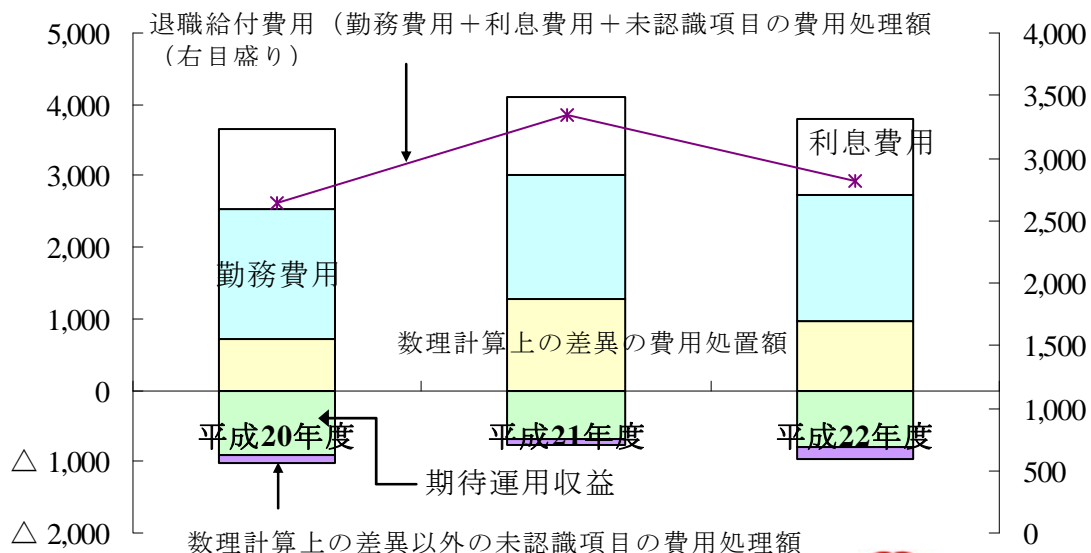
もっとも、その前年度に関しては、退職給付費用が前年度に比べて2割以上も増加した結果、営業利益はほぼ横ばいとどまっていたことがわかります。仮に、数理計算上の差異の処理がその前の年度と変わらなかったとすると、営業利益は5億6200万円多くなっていたはずで、実質的には4%程度の増益となっていたはずで

（第3表）売上高、営業利益及び退職給付費用の推移

（単位：百万円）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
売上高	433,591	380,390	404,198
営業利益	14,079	14,123	21,484
退職給付費用	3,014	3,733	3,238
勤務費用(A)	1,832	1,748	1,762
利息費用(B)	1,110	1,089	1,074
期待運用収益(C)	△ 921	△ 697	△ 796
未認識項目の費用処理額(D)	616	1,198	784
(数理計算上の差異の処理額)	707	1,269	957
(その他)	△ 91	△ 71	△ 173

（第2図）退職給付費用と費用要素の動き



このように退職給付費用はしばしば業績を左右する要因になります。しかも、費用変動の大きな要因となるのは年金資産のパフォーマンスであることは間違いありません。実際、過去3年の動きをみれば費用要素の中で大きく変動しているのは、年金資産の期待運用収益と数理計算上の差異の2つだったことがわかります。その他の費用、例えば勤務費用や利息費用は、制度の見直しや大量退職等がなければ大きく変化しません。仮に新規入社で人員が増加したとしても、新卒の社員であれば給付発生見込み額自体が少ないうえ、(給付発生見込み時までの期間が長く)割引期間も長期になるため、大きく増加しないからです。

今更指摘しても新鮮味はありませんが、過去の年金資産運用成果がその後の退職給付費用に影響を及ぼす構造になっているわけです。中でも、数理計算上の差異の変動が大きくなります。期待運用収益率は前年度に資産が10%増減しても、設定する期待運用収益率の水準を変えなければ、翌年度の期待運用収益は10%しか増減しません。ところが、数理計算上の差異の費用処理は、発生した年度の翌事業年度から一定期間で定額償却を行なう会社が多いため、より複雑な動きをします。なぜなら、毎年過去のある年度の償却が終了し、かたや前年度発生した数理計算上の差異の処理が開始するという構造になっているからです。退職給付会計導入後の数年間は新たに追加の償却が加わるだけでしたが、導入後10年を経過し、多くの企業で償却開始と終了の双方の影響を受けるようになったことが数値の動きをより複雑にしているといえます。

ちなみに、東証1部上場企業の平均償却年数は8年弱(7.7年)ですから、平均償却年数で処理するとすれば平成22年度は平成14年度の発生分の処理が終了し、平成21年度の処理がスタートすることになると考えられます(※)。ちなみに、平成14年度の企業年金のパフォーマンスは12.5%のマイナスと相当に落ち込んだ年であり、一方、平成21年度は14.3%のプラスとパフォーマンスが好調な年でした。したがって、費用を増加させる要因が一巡し、費用を減少させる要因が新たに加わったということになります。平成22年度の数理計算上の差異の費用処理額が9億5700万円、前年度比25%もの大幅な減少となったのはこうした背景があるわけです。数理計算上の差異を遅延認識することが、結果的に業績数値に不連続を発生させる要因となる可能性があることを注意しておく必要があります。

(※) 償却年数の単純平均であり、実際の結果が必ずしもこの通りになっているわけではありません。例えば、償却年数5年と11年の2社の償却年数の平均は8年になりますが、償却終了のタイミングが異なるため、両者の費用処理額を合計したものと8年の償却期間での費用処理額とは異なるはずですが、個々の企業にとって業績数値が不連続になるという構造には変わりありません。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野



データでみる年金

～確定拠出年金の実施状況～

《要約》

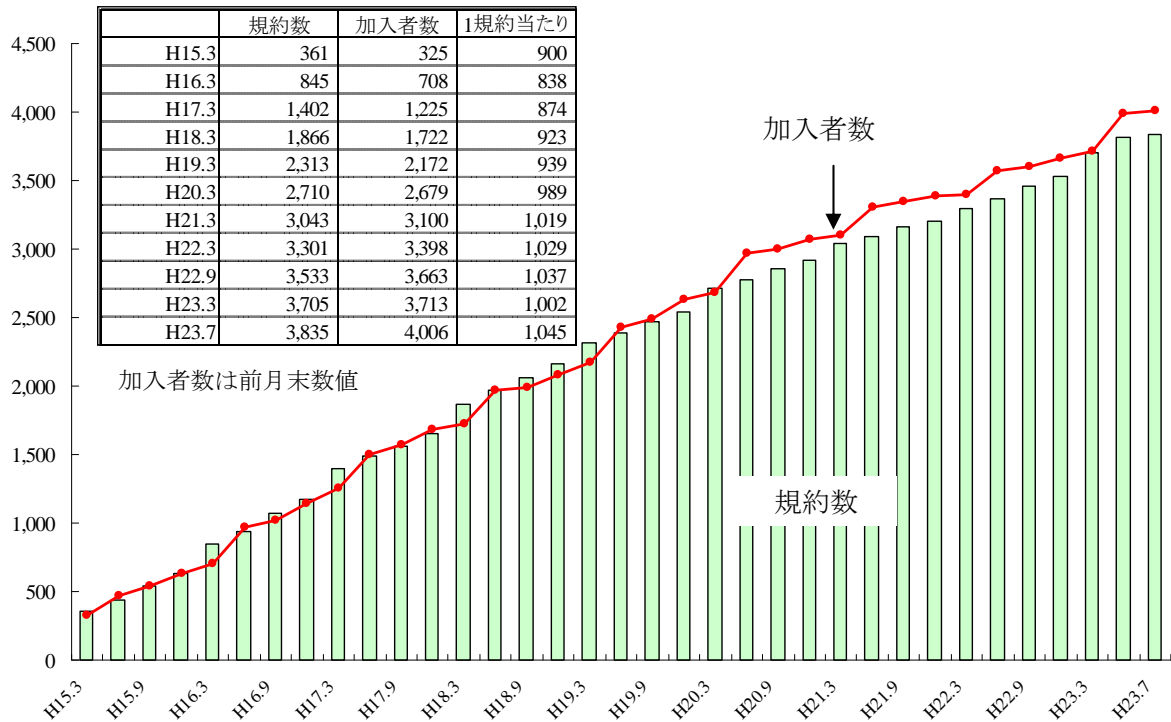
制度発足後 10 年を迎える確定拠出年金ですが、本年 6 月末で加入者が 400 万人を越えました。また、厚生労働省から毎月公表されるデータに業種別及び都道府県別の実施状況が追加されています。卸売・小売業や情報通信業での実施が多いほか、企業数に対する実施比率が高い業種として電気・ガス等が上げられます。都道府県別には大都市での採用が相対的に多いようです。

平成 23 年 6 月末現在で確定拠出年金の加入者数は 400 万 6000 人となり、制度発足以来 10 年で 400 万人の大台に乗せました。最近では、業種毎や都道府県別の実施状況なども公表されていますので、その状況を解説します。

1. 6 月末で加入者数は 400 万人超え

(第 1 図) 確定拠出年金規約数及び加入者数の推移

(単位: 規約、千人)



(出所) 厚生労働省、データは 3、6、9、12 月の四半期ベース。ただし、直近は平成 23 年 7 月

確定拠出年金が実施されたのは、平成13年10月からであり、今年は制度スタートから10年という節目の年を迎えています。直近（平成23年7月末現在）では、規約数3835規約、実施事業所1万5117事業所となっています。また、6月末現在の加入者数（速報値）は400万6000人と400万人の大台に乗せています。厚生年金保険の被保険者数3425万人（平成21年度末）の12%弱を占め、企業年金の加入者数では確定給付企業年金の727万人、厚生年金基金の451万人（いずれも平成23年3月末現在）に次ぐ規模となっています。

第1図は四半期ベースでの規約数、加入者数の推移をみたものですが、1規約当たりの加入者数が若干ではありますが増加傾向にあります。加入者規模別の規約数の推移（第1表）でわかるとおり、平成15年当時は99人以下の規約数が最も多かったのに対し、現在は99人以下の規約数が最も少なくなっていることが影響していると考えられます。

（第1表）加入者別規約数の推移

（単位：規約、％）

加入者数	平成15年3月		平成21年3月		平成23年7月	
	規約数	構成比	規約数	構成比	規約数	構成比
99人以下	164	30.5	557	18.3	628	16.4
100～299人以下	131	24.3	938	30.8	1,213	31.6
300～999人以下	118	21.9	877	28.8	1,148	29.9
1000人以上	125	23.2	671	22.1	846	22.1
合計	538	100.0	3,043	100.0	3,835	100.0

2. 業種別には卸売・小売業、情報通信業などでの実施が多い

厚生労働省から公表される確定拠出年金のデータに、最近、業種別や都道府県別の実施状況が追加されています。第2表では業種別の確定拠出年金と確定給付企業年金の実施状況を比較し、合わせて業種別の企業数を表示しています。

まず、確定拠出年金制度の多い業種として製造業、卸売・小売業、情報通信業、その他のサービス業などがあげられます。一方、確定給付企業年金のデータは企業年金連合会の加入企業という比較的小さなユニバース（大企業が中心と思われます）であるため、全体の傾向を示しているかどうかは不明ですが、卸売・小売業やその他のサービス業は確定給付企業年金よりも確定拠出年金を選択する傾向が高いように思われます。

先月号で経済センサス調査を紹介しましたが、その業種別企業数のデータと規約数とを比較してみます。日本全体で企業は180万5500社ありますが、それに対し規約数は3835規約となっています。単純に1企業で1規約と考えると日本の企業のうち0.19%しか確定拠出年金を実施していないという計算となります。これに対し、確定給付企業年金は平成23年9月1日現在で1万1419件で同様に算出すると0.6%となります。中小企業まで含めると日本における企業年金の実施率は、確定拠出、確定給付いずれのタイプでも低いといえますが、その中でも確定拠出のほうが実施企業の比率が低いとみられます（なお、確定

給付、確定拠出とともに複数企業で実施するケースがありますが、複数事業主の制度まで含めた実施比率では総合型厚生年金基金のある確定給付制度との差はさらに拡大すると考えられます。今月号のP17では東証1部上場企業における確定拠出年金の実施状況を紹介していますが、大企業と中小企業とで実施比率に相当の格差があることがわかります。

一方、網掛けした業種は日本全体での確定拠出年金の実施比率を上回っている業種であり、特に電気・ガス・熱供給・水道は企業数900社に対して24規約と実施比率が2.6%と最も高くなっています。この他、金融・保険、運輸業、医療福祉などが確定拠出年金の企業数に占める実施比率が高い業界としてあげられます。

各都道府県別の数値については割愛しますが、東京都(1476規約)、大阪府(384規約)、愛知県(219規約)、神奈川県(190規約)がベスト4で、この4都府県の合計は2269規約、全規約に占める比率は59%となっています。この4都府県は企業数でも1~4位を占めていますが、4都府県合計の企業数は64万8200社、全国企業数(180万5500社)に占める割合が36%(三菱UFJ年金情報、2011年9月号P22、第3表を参照ください)であることを考えると、確定拠出年金は大都市の企業での採用度合いが高いといえます。

(第2表) 業種別確定拠出年金の実施状況等 (単位: 規約、社、千社、%)

	確定拠出年金		確定給付企業年金		企業数		(A)/(B)
	規約数(A)	構成比	企業数	構成比	企業数(B)	構成比	
農林水産業	7	0.2	0	0.0	18.5	1.0	0.04%
鉱業	8	0.2	0	0.0	1.8	0.1	0.44%
建設業	226	5.9	36	6.0	331.4	18.4	0.07%
製造業	1391	36.3	307	51.3	277.1	15.3	0.50%
卸売・小売業	847	22.1	84	14.0	473.4	26.2	0.18%
金融・保険業	230	6.0	97	16.2	26.0	1.4	0.88%
飲食店・宿泊業	53	1.4	2	0.3	97.6	5.4	0.05%
不動産業	48	1.3	5	0.8	182.4	10.1	0.03%
運輸業	112	2.9	16	2.7	56.7	3.1	0.20%
情報通信業	266	6.9	22	3.7	48.0	2.7	0.55%
電気・ガス・熱供給・水道業	24	0.6	2	0.3	0.8	0.0	3.00%
医療・福祉	128	3.3	8	1.3	24.5	1.4	0.52%
教育・学習支援業	16	0.4	1	0.2	15.9	0.9	0.10%
その他のサービス業	479	12.5	19	3.2	251.4	13.9	0.19%
合計	3835	100.0	599	100.0	1805.5	100.0	0.21%

(注1) 確定給付企業年金の実施企業は企業年金連合会加入企業のうち回答のあった599制度

(出所) 厚生労働省、企業年金連合会「企業年金実態調査」

年金コンサルティング部 リサーチグループ



数字クイズ No. 19

～世界の環境問題「CO₂排出量」～

太陽から地球に降り注ぐ熱量は、1時間で、人類が1年間に石油・石炭などを燃やして得るエネルギー1年分に相当するほど大きい。

それでなぜ、地球が灼熱地獄にならないかといえば、夜の間に地球の熱が放出されて絶妙に冷やされるからである。

ところが、石炭・石油（化石燃料と呼ぶ）を燃やすとCO₂（炭酸ガス）が発生し、それが上空で溜まって、この冷却の邪魔をする。これが地球の温暖化問題である。

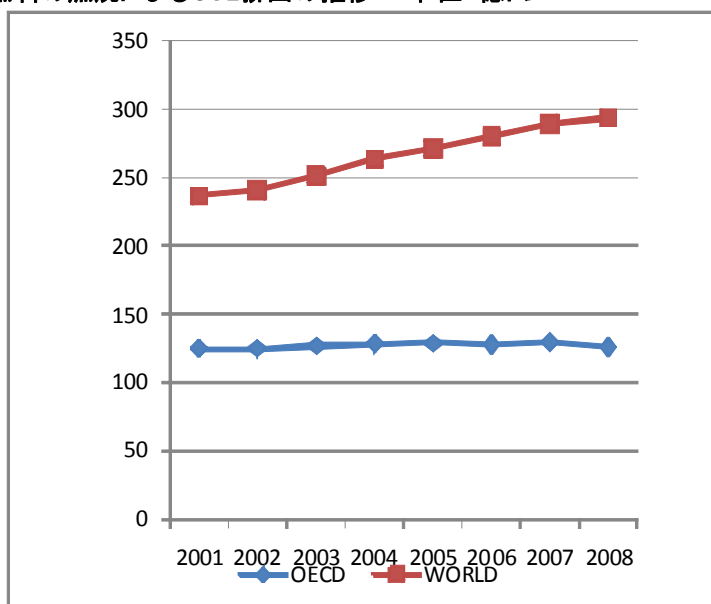
<問1> 燃料を燃やすことによって、世界で年間に排出されるCO₂は(2008年)で何億トンであるか？

<問2> OECD(経済協力開発機構)加盟の先進30カ国では2001年から2008年で何割くらいのびているか？OECD以外ではどうか？

二酸化炭素は産業革命以降、増加し続けていることが明らかになっている。10数万年前の氷河期などで二酸化炭素の濃度が変動したことが知られているが、産業革命以降はその時よりも大きな増加率で増大しており、しかも増加率は近年ほど大きくなっているという。

<問1、2の解答>次の図のとおり、世界で排出されるCO₂の量は約300億トンであり、うちOECDの排出量はほとんど横這い(0%)であるが、それ以外の国(途上国)の排出量は

燃料の燃焼によるCO₂排出の推移 単位 億トン



8年間で約5割増えている。

次のページに、各国別の数値(単位百万トン)を載せたが、総じて先進国の排出量が横這いであるのに対して、途上国の排出が増えている。

ただし、排出量削減の議論をするためには、一人あたりの排出量、歴史的な考察も必要となることに注意が必要である。

この問題は温暖化のみならず、気候の不順ひいては災害の多発ということにもつながって行く。1997年のCOP3(地球温暖化防止京都会議)で決まった「京都議定書」は、来年(2012年)がターゲットであり、その後のことは決まってない。地球の将来が心配される。

燃料燃焼によるCO₂排出量 単位 百万トン

Environment: Key tables from OECD - ISSN 2075-826X - © OECD 2010

CO₂ emissions from fuel combustion

Million tonnes

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
オーストラリア	352	359	361	372	389	394	387	398
オーストリア	66	68	73	74	75	72	69	69
ベルギー	119	112	120	117	113	110	106	111
カナダ	526	533	556	554	559	544	571	551
チリ	53	53	55	62	63	65	72	73
チェコ共和国	121	117	121	122	120	121	122	117
デンマーク	52	52	57	51	48	56	51	48
エストニア	15	14	16	17	17	16	19	18
フィンランド	59	62	72	67	55	67	64	57
フランス	384	376	385	385	388	380	373	368
ドイツ	845	833	842	843	811	823	801	804
ギリシャ	90	90	94	93	95	94	98	93
ハンガリー	56	55	57	56	56	56	54	53
アイスランド	2	2	2	2	2	2	2	2
アイルランド	43	42	41	42	43	45	44	44
イスラエル	56	59	61	60	60	62	65	63
イタリー	429	435	452	453	457	458	441	430
日本	1 170	1 205	1 213	1 212	1 221	1 205	1 242	1 151
韓国	440	445	448	469	468	477	490	501
ルクセンブルク	8	9	10	11	11	11	11	10
メキシコ	347	353	361	368	390	397	418	408
オランダ	178	178	183	185	183	178	177	178
ニュージーランド	32	32	33	33	33	34	32	33
ノルウェイ	35	34	37	38	36	37	38	38
ポーランド	290	280	291	295	293	305	304	299
ポルトガル	59	63	58	60	63	56	55	52
スロバキア共和国	38	38	38	37	38	37	37	36
スロベニア	15	15	15	15	16	16	16	17
スペイン	285	302	310	327	340	332	344	318
スウェーデン	52	54	55	54	50	48	46	46
スイス	43	41	43	44	44	44	42	44
トルコ	182	192	202	207	216	240	265	264
イギリス	537	522	534	534	532	533	521	511
アメリカ	5 678	5 605	5 680	5 758	5 772	5 685	5 763	5 596
OECD合計	12 517	12 490	12 730	12 863	12 903	12 841	12 970	12 630
ブラジル	310	309	302	320	326	331	345	365
中国	3 084	3 309	3 830	4 548	5 068	5 608	6 032	6 508
インド	990	1 021	1 046	1 117	1 160	1 250	1 338	1 428
インドネシア	286	293	299	314	324	339	365	385
ロシア連邦	1 508	1 494	1 531	1 513	1 516	1 580	1 579	1 594
南アフリカ	284	295	321	338	331	332	343	337
世界	23 675	24 070	25 111	26 357	27 129	28 024	28 945	29 381

Last updated: 13 January 2011

1 The statistical data for Israel are supplied by and under the responsibility of the relevant Israeli authorities.

Source: IEA (2010), CO2 Emissions from Fuel Combustion: 2010 Edition, IEA, Paris.

http://www.oecd-ilibrary.org/environment/co2-emissions-from-fuel-combustion_2075826x-table1

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



三菱UFJ信託銀行

<コラム> アドリブ経済時評

勝ち続けることの難しさ

イチローの年間 200 本安打の記録が、10 年連続でとうとう途絶えた。

なんとも物悲しく残念であるが、一方で「彼も人間だった」と、どこかほっとするというのも事実である。

今年はファインプレーに阻まれた打席が他と比べても圧倒的に多かったせいだ、との説もあるようだが、37 歳という年齢によるものだという説がほとんどのようだ。

さて、人間と違って、ゴーイング・コンサーンを前提とする企業には自然年齢はないのだが、最近、勝ち続けるための要件を書いた本、「第 5 の競争軸～21 世紀の新たな市場原理～」ピーター・D. ピーターゼンを読んだ。

彼によれば、いままでの競争軸は①自己変革力、②マーケットシェア、③価格、④品質であったのだが、これらに第 5 の軸として、CSR やサステナビリティという概念が必須になってくるというものである。

CSR (Corporate Social Responsibility, 企業の社会的責任) は、最近の一流企業のWEB を見るとかなりの頻度で出てくる言葉であり、その究極の目標がサステナビリティである。

サステナビリティ (sustainability) とは維持可能性という意味であり、環境や社会のシステムに配慮しながら発展することを指す。地球がまともに扶養できる世界人口が約 50 億人であることに対して、もうすぐ 70 億人になろうとする人間みんなが、なんとかして現在・未来の生活を維持できるようにしようとするところから、1987 に確立された概念である。企業にはさまざまな環境制約や社会制約が、突き付けられることから、これらをクリアしないと「創業許可」や「成長許可」が得られないと、同書は説く。

また同書は、GM(ジェネラルモーターズ)が破たんしたのは、環境への負荷を考えずに大型車販売にこだわったからであるとし、逆に、いち早く風力発電の環境性に注目して世界シェア 12.5% のトップメーカーに躍り出たデンマークの Vestas 社を成功者として称えている。

勝ち続けることは本当に難しいことであるのだが、アップル社や、(かつての?) ソニーみたいな、イチロー (一流) 企業が、早くでてきて欲しいものである。

【2011/9/30】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋





- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご留意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性の保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。